

株 主 各 位

第35回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示情報

会社の体制及び方針
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表
(2019年2月21日から2020年2月20日まで)

上記の事項は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.palemo.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様に提供したものとみなされる情報です。

2020年4月24日

パレモ・ホールディングス株式会社

会社の体制及び方針

I. 業務の適正を確保するための体制

内部統制システム構築の基本方針については、以下のとおり取締役会にて決議しております。

1. 取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、企業理念、経営指針、パレモ信条をグループの行動規範とし、法令・定款及び社会的規範を遵守し、適法かつ公正な企業活動の推進に努める。また職務の執行にあたり遵守すべき規範を「企業倫理基準」として定め、取締役及び執行役員（以下、取締役等という）並びに従業員に対し周知する。従業員が業務上遵守すべきルールは、取締役会の承認を得た基本規程を基に業務を所管する各部署が規則・業務マニュアルとして定め、その徹底を図る。
 - (2) 当社は、グループ全体のリスク管理を統括する機関として、当社の取締役社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、当社及びグループ各社のコンプライアンス推進のための活動・教育を実施する。取締役社長直轄の監査室は、コンプライアンス関連規定の遵守状況について、当社及びグループ各社に対し定期及び特別監査を実施し、取締役社長及び担当取締役に報告する。
 - (3) 当社及びグループ各社は、コンプライアンス上疑義がある行為について、通報を受け付ける社内通報制度（ヘルプライン）に従業員及び取引先に対し設置する。通報受付部署を当社の総務人事部とし、通報内容に対し迅速な調査・対応を行うとともに、法令・ルール違反には、当社及びグループ各社の社内規定に基づき厳正に対処する。
 - (4) 取締役等は、重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実が発生した場合には、直ちに監査役に報告するとともに取締役会に報告し、不適合の是正を行う。
 - (5) 監査役は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合しているか監査し、監査機能の実効性の向上に努める。
 - (6) 当社は、反社会的勢力を排除し、関係を遮断するために、警察、弁護士等の外部機関、業界団体及び地域社会との連携強化を図り、組織としての対応に努める。

2. 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 当社及びグループ各社は、株主総会議事録、取締役会議事録、その他取締役の職務の執行に係わる情報は、文書(電磁的記録を含む)に記録し、文書管理規程に基づき適切に保存・管理する。また取締役及び監査役は、常時これらの文書を閲覧できる。
3. 損失の危険の管理に関するその他の体制
 - (1) 当社は、グループ全体のリスクの発生の阻止・低減及びリスク発生時の的確なリスク管理体制の構築を目的に、「リスクマネジメント基本規程」等のリスク管理規則を定める。
 - (2) 当社及びグループ各社は、リスクマネジメント委員会にて、グループ全体のリスク(経営、事故・災害、コンプライアンス)の把握を行うとともに、リスクの回避・低減のための対策の実施、監視及び改善等の活動を展開する。
 - (3) 当社は、グループ全体の不測事態の発生には、リスク管理規定に基づき、担当取締役の指揮のもと、迅速かつ適切な対応を行う。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社は、経営の的確かつ機動的な意思決定を行うため、取締役会のほか、当社及びグループ各社の社長、取締役、執行役員、監査役及び部長で構成する経営会議を毎月1回開催し、業務執行上の重要事項について報告・検討を行う。
 - (2) 取締役会は、「職務分掌規程」、「職務権限規程」並びに「申請手続規程」を定め、適切かつ効率的に職務の執行が行われる体制を構築する。
5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該会社への報告に関する体制
 - ①当社は、グループ経営の効率化と企業集団としての健全な発展を目的に「関係会社管理規程」を定め、グループ各社で共有し、かつ企業集団経営に必要な規程類を整備する。また「関係会社管理規程」において、グループ各社の株主総会付議事項及びその他重要事項について、当社に報告又は承認を得ることを定め、グループ各社に義務づける。

- ②当社は、グループ各社の決算書、事業計画等に関する報告書を半期毎に作成し、当社取締役会に報告する。
 - ③当社は、グループ各社の社長に対する面談を必要に応じて実施し、グループ経営方針の確認、各社の経営状況の把握、その他グループの重要課題の検討を行う。
- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ①当社は、当社及びグループ各社のリスクの発生阻止・低減及びリスク発生時の的確な対応を可能とすることを目的に、「リスクマネジメント基本規程」等のリスク管理規定を定め、リスク管理体制を構築する。またグループ各社に対し、当社の「リスクマネジメント基本規程」等のリスク管理規定を周知徹底させ、当社に準じた社内規程をグループ各社に整備させる。
 - ②当社は、グループ各社を含めたリスク管理を統括する機関として、当社に取締役社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置する。またグループ各社におけるリスクの発生時には、「危機管理マニュアル」に基づき緊急対策本部を設置し、被害を最小限に抑えるため、迅速かつ適切な対応を行う。
- (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ①当社は、「関係会社管理規程」において、グループ各社の株主総会付議事項その他重要事項について、当社に報告又は承認を得ることを定め、グループ各社に義務づける。
 - ②当社は、グループ各社の社長に対する面談を必要に応じて実施し、グループ経営方針の確認、各社の経営状況の把握、その他グループの重要課題の検討を行う。
 - ③当社は、グループ各社における経営の的確かつ機動的な意思決定を行うため、取締役会のほかに、経営会議等の会議を定期的を開催し、業務執行上の重要事項について報告・検討を行う。また各社における職務分掌、職務権限並びに決裁権限に関する規定を定め、適切かつ効率的に職務の遂行が行われる体制を構築する。
- (4) 子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ①当社は、企業理念、経営指針、パレモ信条等のグループ行動規範を、グループ各社の取締役等及び従業員へ周知する。

- ②当社は、グループの全従業員を対象とする、コンプライアンス上疑義がある行為について、通報を受け付ける社内通報制度（ヘルプライン）を設置し、当社及びグループ各社のコンプライアンス体制を推進する。
- ③当社は、グループ各社に取締役及び監査役を派遣し、グループ各社の取締役会等の主要な会議に出席させ、グループ各社の経営状況等の把握を行う。
- ④当社の総務人事部は、グループ各社の内部統制を含めて管理・監督する。また社長室は、グループ各社の業績管理や業務状況の確認、必要に応じた改善を行い、必要に応じて、定期的に取り締役会、経営会議へ報告することとする。また監査室は、グループ各社に対し、定期及び特別監査を実施し、当社の代表取締役及び監査役に報告する。
6. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社は、財務報告の信頼性を確保するために、全社的內部統制の状況及び業務プロセスについて、「財務報告内部統制委員会」の方針に基づき評価・改善・是正及び文書化を行うものとする。
7. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及び当該従業員の取締役からの独立性並びに監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役（監査役会）は、監査室もしくは他に所属する従業員に対し、自らの職務遂行のために必要となる事項を命ずることができる。この場合、当該従業員は、その命令に関して監査室長並びに担当取締役及び部門長の指揮命令を受けない。また当該従業員は、監査役の指示に忠実に従うものとする。
8. 当社及び子会社の取締役等及び従業員が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 当社及びグループ各社の取締役等及び従業員は、監査役（監査役会）に対し法定の事項に加え当社及びグループ各社に重大な影響を及ぼす事項、職務の執行状況、内部監査の実施状況、社内通報制度による従業員・取引先からの通報状況及びその内容を速やかに報告する。

- (2) 当社及びグループ各社の取締役等及び従業員は、社内通報制度（ヘルプライン）へ公益通報をした者並びに監査役に前号の報告をした者に対し、当該通報又は報告したことを理由とする不利益取扱を禁止する。
 - (3) 当社及びグループ各社は、公益通報した者に対する不利益取扱の禁止を社内通報規程にて定め、取締役等及び従業員に対し周知する。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 取締役等及び従業員は、監査役（監査役会）の求めに応じ、その職務遂行に協力する。また監査役は当社の主要な会議に出席し、経営上の重要課題について説明報告を求めることができる。
 - (2) 取締役社長は、監査役、監査法人との定期的な意見交換会を開催する。
10. 監査役 of 職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の該当職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係わる方針に関する事項
- (1) 当社は、監査役からの要請に応じ、監査役 of 職務の執行に関連し生ずる費用について、事前申請又は事後速やかな報告により、その費用を前払い又は事後の支払いにより負担する。
 - (2) 当社は、監査役が独自の弁護士・公認会計士等の外部専門家を必要とした場合、当該監査役 of 職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

Ⅱ. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. コンプライアンスに対する取り組み

当社及びグループ各社の取締役等及び従業員が企業行動指針に基づき、法令・定款及び社会的規範を遵守した行動をとるよう、コンプライアンス強化月間の実施などを通し定期的に周知徹底を図っております。また反社会的勢力対応規程定め、警察等外部専門機関と連携する等の体制を構築しております。

2. リスク管理に対する取り組み

当社取締役社長を委員長とする、「リスクマネジメント委員会」を年6回開催し、想定されるリスク及び発生したリスクに対応するとともに、リスク管理に関する共有及び管理を徹底しました。

3. 職務執行の適正及び効率性の確保に対する取り組み

取締役会を年14回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事実を決定し、月次の業務執行等の、分析・対策・評価を検討するとともに、法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。また業務執行に係る重要な案件について、取締役会への上程前に役員ミーティングに付議し執行役員等による議論を経ることで、取締役の業務執行の適正性及び効率性を図りました。

4. 監査役の職務の執行

常勤監査役は経営に影響する重大な事象について、取締役等及び従業員より報告を受け、また申請書の閲覧、各会議体への出席などを通して得た情報をタイムリーに各監査役と共有するとともに、必要な意見を表明しております。また内部監査室及び会計監査人と随時情報・意見交換を行う等、緊密な関係を保っております。

連結株主資本等変動計算書

（自 2019年2月21日
至 2020年2月20日）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	100,000	1,979,367	1,430,422	△3,085	3,506,704
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△144,496		△144,496
親会社株主に帰属する当期純利益			350,300		350,300
連結範囲の変動			36,862		36,862
自己株式の取得				△112	△112
新株予約権の発行					—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	242,667	△112	242,554
当 期 末 残 高	100,000	1,979,367	1,673,089	△3,197	3,749,258

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	15,615	3,522,319
当 期 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当		△144,496
親会社株主に帰属する当期純利益		350,300
連結範囲の変動		36,862
自己株式の取得		△112
新株予約権の発行	10,411	10,411
当 期 変 動 額 合 計	10,411	252,966
当 期 末 残 高	26,026	3,775,285

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更

当連結会計年度より、重要性が増したため株式会社ビックスを連結の範囲に含めております。

(2) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称 株式会社パレモ、株式会社ビックス

(3) 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社

持分法適用会社はありません。

(4) 連結子会社の決算日等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの： 移動平均法による原価法

② デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時 価 法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品：売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
貯 蔵 品：最終仕入原価法による原価法（同 上）

④ 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定額法

ただし、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年均等償却を実施しております。

無形固定資産 定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法によっております。

⑤ 引当金の計上基準

(a) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(b) 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度対応額を計上しております。

⑥ ヘッジ会計の方法

(a) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

(b) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…商品輸入による外貨建買入債務取引

(c) ヘッジ方針

将来の為替相場の変動による損失を回避する目的で、為替予約取引を利用しております。

(d) ヘッジ有効性評価の方法

振当処理によっている為替予約については、有効性の評価を省略しております。

⑦ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

連結納税制度の適用

連結計算書類作成会社は、連結計算書類作成会社を連結納税親会社とした連結納税制度を適用しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

3,104,954千円

(2) 担保に供している資産

定期預金

50,000千円

(※) 信用状開設保証金として定期預金を担保に供しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式

12,051,384株

(2) 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式

10,322株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月16日 定時株主総会	普通株式	72,248	利益剰余金	6	2019年2月20日	2019年5月17日
2019年9月27日 取締役会	普通株式	72,247	利益剰余金	6	2019年8月20日	2019年11月1日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年5月14日 定時株主総会	普通株式	72,246	利益剰余金	6	2020年2月20日	2020年5月15日

- (4) 当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種類及び数
- 普通株式 85,200株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達については銀行借入によって行っており、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、営業債務の為替リスクを回避するために利用し、投機目的の取引は行わない方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社グループの主な営業債権である預け金については、ディベロッパーの信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、信用管理等を実施することにより、リスクの低減をはかっております。

差入保証金は、主に店舗の賃貸借契約に伴うものであり、契約先の信用リスクに晒されておりますが、取引先ごとの期日管理及び残高管理、信用管理を行うことによりリスク低減をはかっております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務、未払金、未払費用は短期間で決済されるものです。買掛金の一部には、商品の輸入代金支払に関する外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、決済額の一部について為替予約を行うことにより、リスクの低減をはかっております。

借入金は、主に営業取引及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。これらは、流動性リスク及び金利変動リスクに晒されておりますが、適時に資金繰計画を作成・更新することにより管理しております。

ヘッジの有効性の評価方法については、為替予約の振当処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年2月20日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	2,294,017	2,294,017	—
(2) 預け金	853,176	853,176	—
(3) 差入保証金（1年内回収予定を含む） 貸倒引当金（※）	425,686 △91,074		
	334,611	337,036	2,425
資 産 計	3,481,804	3,484,230	2,425
(1) 支払手形及び買掛金	1,059,170	1,059,170	—
(2) 電子記録債務	2,354,889	2,354,889	—
(3) 未払金	224,893	224,893	—
(4) 未払費用	789,407	789,407	—
(5) 長期借入金	2,275,000	2,266,944	△8,055
負 債 計	6,703,362	6,695,306	△8,055
デリバティブ取引	—	—	—

(※) 差入保証金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金 (2) 預け金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金（1年内回収予定を含む）

時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等適正な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金 (2) 電子記録債務 (3) 未払金 (4) 未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 差入保証金の一部（連結貸借対照表計上額3,871,198千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、資産「(3) 差入保証金（1年内回収予定を含む）」には含めておりません。

- | | | |
|----|----------------|---------|
| 6. | 1 株当たり情報に関する注記 | |
| | 1 株当たり純資産額 | 311円37銭 |
| | 1 株当たり当期純利益 | 29円09銭 |
| 7. | 重要な後発事象に関する注記 | |
| | 該当事項はありません。 | |

株主資本等変動計算書

（自 2019年2月21日
至 2020年2月20日）

（単位：千円）

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	100,000	100,000	1,879,367	1,979,367	1,474,977	1,474,977
当 期 変 動 額						
剰余金の配当					△144,496	△144,496
当 期 純 利 益					282,596	282,596
自己株式の取得						
新株予約権の発行						
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	138,100	138,100
当 期 末 残 高	100,000	100,000	1,879,367	1,979,367	1,613,077	1,613,077

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当 期 首 残 高	△3,085	3,551,259	15,615	3,566,874
当 期 変 動 額				
剰余金の配当		△144,496		△144,496
当 期 純 利 益		282,596		282,596
自己株式の取得	△112	△112		△112
新株予約権の発行			10,411	10,411
当 期 変 動 額 合 計	△112	137,987	10,411	148,399
当 期 末 残 高	△3,197	3,689,246	26,026	3,715,273

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

時価のないもの：移動平均法による原価法

其他有価証券

時価のないもの：移動平均法による原価法

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時 価 法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯 蔵 品：最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法

ただし、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年均等償却を実施しております。

無形固定資産

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法によっております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額のうち当事業年度対応額を計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…商品輸入による外貨建買入債務取引

③ ヘッジ方針

将来の為替相場の変動による損失を回避する目的で、為替予約取引を利用しております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

振当処理によっている為替予約については、有効性の評価を省略しております。

(7) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

連結納税制度の適用

当社を連結納税親会社とした連結納税制度を適用しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

3. 貸借対照表に関する注記	
(1) 有形固定資産の減価償却累計額	3,095,180千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	552,745千円
短期金銭債務	1,399,154千円
4. 損益計算書に関する注記	
関係会社との取引高	
営業取引による取引高の総額	
営業収入	4,775,600千円
5. 株主資本等変動計算書に関する注記	
当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数	
普通株式	10,322株
6. 税効果会計に関する注記	
繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
(繰延税金資産)	
減損損失	137,017千円
資産除去債務	288,033千円
貸倒引当金	33,287千円
繰越欠損金	967,836千円
その他	19,734千円
小計	1,445,907千円
評価性引当額	△1,335,344千円
繰延税金資産合計	110,564千円
(繰延税金負債)	
資産除去債務に対応する除去費用	62,774千円
繰延税金負債合計	62,774千円
繰延税金資産の純額	47,790千円

7. 関連当事者との取引に関する注記
子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	株式会社パレモ	100%	(兼任) 2人	当社への管理 業務委託	経営指導料	237,600	未収入金	552,651
					業務委託料	261,600		
					店舗使用料	4,114,800		
					金利見合賃料	153,600		
				売上債権の代 理回収	—	—	未払金	1,398,724

- (注) 1. 取引金額、期末残高は、消費税等を含んでおりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
上記取引について、持株会社である当社の運営費用及び業務内容又は、一般取引条件を勘案し、交渉の上、決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	306円39銭
1株当たり当期純利益	23円47銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。